令和４年度（令和５年１月１日以降）チェックリスト（経営規模等評価申請書・確認書類一覧表）　新旧対照表

新

1～22　略

23	建設機械の保有状況	□建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表 上記書類に加えて建設機械ごとに下記のいずれか1点を提出 （建設機械購入者） □売買契約書の写し □車検証の写し □販売店からの販売証明書の写し※11 □統一譲渡証明書の写し （（一社）日本建設機械工業会が指定するもの）（リース契約者） □リース契約書の写し※12	注）建設機械として計上できるものは下記の表1を参照 購入者・リース契約者共に申請者と使用者が同じものしか認められません。レンタルは該当しません 　割賦契約者は支払終了後契約者の所有となるため、支払期間が審査基準日より1年7か月に満たなくても評価対象とする ※11　新規のものは、原本を申請者がご確認の上で写しを提出（昨年と同じものは写し提出のみで可）。販売店以外のものは不可 ※12　審査基準日から1年7か月以上契約期間を有するもの（自動更新又は購入等の文言があれば1年7か月未満でも可）
		□特定自主検査記録表の写し（ｼｮﾍﾞﾙ系掘削機、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ、ﾓｰﾀｰグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車の場合） □製造時検査証又は性能検査証の写し（移動式クレーンの場合） □自動車検査証の写し） ※13 （ダンプ車両の場合）	・審査基準日に有効期間が更新されていること。又は検査実施されていること ・特定自主検査記録表については、新車の購入日が審査基準日以前1年以内の場合は省略可能 ※13 ダンプ車両は、自動車車検証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」の記載があること

旧

1～22　略

23	建設機械の保有状況	□建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表 上記書類に加えて建設機械ごとに下記のいずれか1点を提出 （建設機械購入者） □売買契約書の写し □車検証の写し □販売店からの販売証明書の写し※11 □統一譲渡証明書の写し （（一社）日本建設機械工業会が指定するもの）（リース契約者） □リース契約書の写し※12	注）建設機械として計上できるものは下記の表1を参照 購入者・リース契約者共に申請者と使用者が同じものしか認められません。レンタルは該当しません 　割賦契約者は支払終了後契約者の所有となるため、支払期間が審査基準日より1年7か月に満たなくても評価対象とする ※11　新規のものは、原本を申請者がご確認の上で写しを提出（昨年と同じものは写し提出のみで可）。販売店以外のものは不可 ※12　審査基準日から1年7か月以上契約期間を有するもの（自動更新又は購入等の文言があれば1年7か月未満でも可）
		□特定自主検査記録表の写し（ｼｮﾍﾞﾙ系掘削機、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ、ﾓｰﾀｰグレーダー、の場合） □製造時検査証又は性能検査証の写し（移動式クレーンの場合） □自動車検査証の写し） ※13 （大型ダンプ車両の場合）	・審査基準日に有効期間が更新されていること。又は検査実施されていること ・特定自主検査記録表については、新車の購入日が審査基準日以前1年以内の場合は省略可能 ※13 営業用大型ダンプ車両については、備考欄に「（建）」と記載のあるものに限る

24	国、ISOの認証の取得状況	□ISO9001，14001、エコアクション21の審査登録機関の認証を証明する書類の写し（提出）	以下の条件を満たすもの ・認証範囲に建設業が含まれていること ・特定の事業所単位での認証となっていないこと

26	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定通知書 いずれか1点を提出 ・えるぼし認定（1段階目） ・えるぼし認定（2段階目） ・えるぼし認定（3段階目） ・プラチナえるぼし認定 □次世代育成支援対策推進法に基づく認定通知書 いずれか1点を提出 ・くるみん認定 ・トライくるみん認定 ・プラチナくるみん認定 □青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定通知書 ・ユースエール認定 □上記3認定について、厚生労働省の公表資料、データベース等から、認定企業として掲載されているページを印刷したもの（※）	・審査基準日において認定されていること ・いずれの書類も写しを提出 ※　申請時点で認定取消しや辞退がないことを確認します。 　厚生労働省関連サイト「両立支援のひろば」、「女性の活躍・両立支援総合サイト」、「若者雇用促進総合サイト」等で認定企業情報が確認できます。 両立支援のひろば URL：https://ryouritsu.mhlw.go.jp/ 女性の活躍・両立支援総合サイト URL: https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/ 若者雇用促進総合サイト URL: https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action

24	ISOの認証の取得状況	□ISO9001，14001の審査登録機関の認証を証明する書類の写し（提出）	以下の条件を満たすもの ・認証範囲に建設業が含まれていること ・特定の事業所単位での認証となっていないこと

26　新設

表１

種　類	名　称	範　　囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバーのいずれかのアタッチメントを有するもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
クレーン	移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
貨物自動車	ダンプ車	ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ
整地・締固め機械	モータークレーター	自重が5トン以上のもの
高所作業車	高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	締固め用機械	ローラー、タイヤローラー、振動ローラー
解体用機械	締固め用機械	ブレーカ（油圧・空圧）、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

表１

種　類	名　称	範　　囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバーのいずれかのアタッチメントを有するもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
クレーン	移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
貨物自動車	大型ダンプ車	・車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上 ・事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）
整地・締固め機械	モータークレーター	自重が5トン以上のもの